令和3年度介護報酬・届出が必要な加算等の基準(案)一覧(令和3年4月施行分)

1:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

※下表のページ数は、令和3年度介護報酬改定(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料(介護報 酬改定))中のページ数です。

居宅基準該当ページ:1ページから始まる第1条「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 におけるページ

厚生労働大臣が定める基準該当ページ: 381 ページから始まる第 28 条「厚生労働大臣が定める基準」におけるページ

※なお、こちらに記載している事項は案であり、今後変更となる可能性があります。新着情報等の確認をお願い 致します。

致しよす。				
サービス	新設・区分の変更のある加算等	該当項目	居宅基準該当ページ	厚生労働大臣 が定める基準 該当ページ
	特定事業所加算(加算 I ·加算 II ·加其 II ·	注8	p.4	p.381
訪問介護	認知症専門ケア加算(加算Ⅰ・加算Ⅱ)	^	p.4~5	p.381~382
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	۲	p.5	p.382~383
	認知症専門ケア加算(加算Ⅰ・加算Ⅱ)	/\	p.6~7	なし
-+ BB 7 W A -#	サービス提供体制強化加算(加算皿)	=	p.7	p.384~385
訪問入浴介護 	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	ホ	p.7	なし
訪問看護	サービス提供体制強化加算(加算 I·加算 II)	チ	p.9	p.389
訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算(加算(A) イ・加算(A)ロ・加算(B)イ・加算(B)ロ)	注7	p.10	p.390~392
	移行支援加算		p.10~11	p.392~394
	サービス提供体制強化加算(加算 I·加算 II)	/\	p.11	p.394
	感染症及び災害により、臨時的に利用者数 が一定減少している場合の対応	注3	p.22	なし
	入浴介助加算(加算 I·加算 II)	注8	p.22	p.394~396
	生活機能向上連携加算(加算 I ·加算 II)	注 10	p.23	p.396~398
通所介護(サテライト含	個別機能訓練加算(加算 I イ·加算 I ロ·加算 Ⅱ)	注11	p.23	p.398~400
む)	ADL 維持等加算	注12	p.23~24	p.400~402
	口腔機能向上加算(加算 I·加算 II)	注18	p.26~27	p.405~406
	科学的介護推進体制加算	注19	p.27	なし
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算Ⅲ)	=	p.27~28	p.406~407

			II.	1
	介護職員処遇改善加算(加算 I・加算 II・加 算Ⅲ)	木	p.28	なし
	感染症及び災害により、臨時的に利用者数 が一定減少している場合の対応	注2	p.32~33	なし
	入浴介助加算(加算 I·加算 II)	注7	p.33	p.407~408
	リハビリテーションマネジメント加算(加算(A)イ・加算(A)ロ・加算(B)イ・加算(B)ロ)	注8	p.33~35	p.408~410
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	口腔機能向上加算(加算 I·加算 II)	注16	p.38~39	p.411~412
通所リハビリテーション 	科学的介護推進体制加算	注20	p.39	なし
	移行支援加算	=	p.39~40	p.412~413
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算 III)	ホ	p.40	p.413~414
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	<	p.40	なし
	生活機能向上連携加算(加算 I·加算 II)	注5	p.42~43	p.414~416
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・加算 III) 加算 III)(単独型)(併設型)(空床型)	<	p.44	p.417~419
	介護職員処遇改善加算(加算 I ·加算 II ·加 算Ⅲ)	٢	p.44~45	なし
短期入所療養介護 (介護老人保健施設及	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算 III)	イ(8)	p.50	p.422~427
びユニット型介護老人保健施設)	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 I·加 算Ⅲ)	イ(9)	p.50~51	なし
短期入所療養介護 (病院療養型、ユニット 病院療養型、病院経過 型及びユニット型病院 経過型)	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算II)	口(9)	p.57	p.422~427
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	口(10)	p.57~58	なし
短期入所療養介護 (診療所型及びユニット 型診療所型)	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 III)	/ \ (7)	p.61~62	p.422~427
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	/ \ (8)	p.62	なし
短期入所療養介護 (認知症疾患型、ユニット型認知症疾患型及び 認知症型経過型)	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算II)	二(7)	p.66	p.422~427
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	<u>_</u> (8)	p.66~67	なし
短期入所療養介護 (Ⅰ型介護医療院、Ⅱ型 介護医療院、特別介護	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・加算 II・	木(13)	p.73~74	p.422~427

医療院、ユニット型 I 型介護医療院、ユニット型 II 型介護医療院、ユニット型ット型特別介護医療院、ユニット型特別介護医療院)	介護職員処遇改善加算(加算 I ·加算 II ·加 算Ⅲ)	木(14)	p.74	なし
特定施設入居者生活介護(短期利用型を含む)	入居継続支援加算(加算 I ·加算 II)	注5	p.75	p.431~432
	生活機能向上連携加算(加算 Ⅰ・加算 Ⅱ)	注6	p.76	p.432~434
	個別機能訓練加算(加算 I·加算 II)	注7	p.76~77	なし
	ADL 維持等加算(加算 I·加算 Ⅱ)	注8	p.78	なし
	科学的介護推進体制加算	注14	p.78	なし
	看取り介護加算(加算 I·加算 II)	ホ	p.78~79	Жр.519
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算 III)	7	p.79	p.434~437
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	チ	p.79~80	なし

[※]については、厚生労働省が定める施設基準の該当ページです。505ページ以降をご覧ください。

2: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

※下表のページ数は、令和3年度介護報酬改定(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料(介護報 酬改定))中のページ数です。

予防基準該当ページ: 269 ページから始まる第 16 条 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する 基準」におけるページ

厚生労働大臣が定める基準該当ページ : 381 ページから始まる第 28 条「厚生労働大臣が定める基準」におけるページ

※なお、こちらに記載している事項は案であり、今後変更となる可能性があります。新着情報等の確認をお願い 致します。

サービス	新設・区分の変更がある加算等	該当項目	予防基準該当ページ	厚生労働大臣 が定める基準 該当ページ
介護予防訪問入浴介護	認知症専門ケア加算	/\	p.270	なし
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算 III)	=	p.270~2 71	なし
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	ホ	p.271~2 72	なし
介護予防訪問看護	サービス提供体制強化加算(加算 I·加算 II)	<	p.274	なし
介護予防訪問リハビリ テーション	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II)	^	p.275	なし
介護予防通所リハビリ テーション	口腔機能向上加算(加算 Ⅰ·加算 Ⅱ)	<	p.286	p.493
	科学的介護推進体制加算	リ	p.287	なし
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算Ⅲ)	ヌ	p.287~2 88	なし

		1	1	<u> </u>
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	ル	p.288	なし
介護予防短期入所生活 介護	生活機能向上連携加算(加算 I·加算 II)	注5	p.290	p.494~496
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算II)	ホ	p.291	なし
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	^	p.291~2 92	なし
介護予防短期入所療養 介護(介護老人保健施	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・加算 II・	イ(7)	p.295	なし
設及びユニット型介護 老人保健施設)	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	イ(8)	p.295~2 96	なし
介護予防短期入所療養 介護(病院療養型、ユニ	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・	□(8)	p.299~3 0	なし
ット病院療養型、病院経 過型及びユニット型病 院経過型)	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	口(9)	p.300	なし
介護予防短期入所療養 介護(診療所型及びユ ニット型診療所型)	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・加算 III)	/ \ (6)	p.302	なし
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	11(7)	p.302~3 03	なし
介護予防短期入所療養 介護(認知症疾患型、ユ	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・ 加算III)	二(6)	p.305	なし
ニット型認知症疾患型 及び認知症型経過型)	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	二(7)	p.305~3 06	なし
短期入所療養介護 (I型介護医療院、Ⅱ型 介護医療院、特別介護	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・加算 II・	木(11)	p.310	なし
医療院、ユニット型 I 型介護医療院、ユニット型 I 型介護医療院、ユニット型ット型特別介護医療院	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	木(12)	p.310~3 11	なし
	生活機能向上連携加算(加算 I ·加算 II)	注3	p.311	p.496~498
介護予防特定施設入所 者生活介護	個別機能訓練加算(加算 Ⅰ・加算 Ⅱ)	注4	p.311~3 12	なし
	科学的介護推進体制加算	注9	p.312~3 13	なし
	サービス提供体制強化加算(加算 I・加算 II・加算 II・加算 II・	=	p.313	p.498~499
	介護職員処遇改善加算(加算 I·加算 II·加 算Ⅲ)	ホ	p.313~3 14	なし

(出典) 厚生労働省 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料(介護報酬改定)